

## 長崎県てんかん中核医療機関及びてんかん連携医療機関審査要領

### (目的)

第1条 長崎県内のてんかん患者が、必要な医療を受けることができるよう、医療機関連携ネットワークの整備することを目的とする。

### (中核医療機関の要件)

第2条 中核医療機関は、次に定める要件を満たすものとする。

(1) 2名以上のてんかん専門医が常勤している又はてんかん専門医1名に加え、てんかん診療に携わる2つ以上の関連診療科(小児科、脳神経内科、精神神経科、及び脳神経外科)の医師が常勤していること。

(2) 長時間ビデオ脳波記録、3テスラMRI撮影及びてんかん外科治療(てんかんの治療、及び診断を目的とした手術)を行うことができること。この際、長時間ビデオ脳波記録の年間実施件数をもって要否を決定する場合がある。

### (連携医療機関の要件)

第3条 中核医療機関には該当しないが、てんかん診療を行っている医療機関であること。病床の有無、医師の数や診療科は問わない。

### (認定手続)

第4条 認定手続は次のとおりとする。

(1) 中核医療機関又は連携医療機関の認定を希望する医療機関は、次に定めるいずれかの書類を知事へ提出する。なお、審査過程において別途関係資料の提出を求める場合がある。

ア 長崎県てんかん中核医療機関認定申請について(様式1)

イ 長崎県てんかん連携医療機関認定申請について(様式2)

(2) 知事は、申請があった書類の審査を行い、適当と認めた場合は、当該医療機関を中核医療機関又は連携医療機関として認定する。

(3) 知事は、認定した医療機関に対して認定証(様式3)を交付する。

2 認定を受けた中核医療機関及び連携医療機関は「長崎県てんかん中核医療機関」又は「長崎県てんかん連携医療機関」と明示することができる。

### (更新手続)

第5条 更新手続は次のとおりとする。

(1) 認定の更新を希望する医療機関は、第4条(1)に定める書類を知事へ提出する。なお、審査過程において別途関係資料の提出を求める場合がある。

(2) 知事は、申請があった書類の審査を行い、適当と認めた場合は、当該医療機関の更新を認定する。

(3) 知事は、認定した医療機関に対して認定証(様式3)を交付する。

(申請時期及び認定期間)

第6条 中核医療機関及び連携医療機関の認定は原則3年に一度行う。申請期間は当該年5月1日から31日とし、同年6月に審査を行い、各医療機関へ通知する。認定期間は当該年7月1日から3年後の6月30日とする。

2 前項の申請期間以降においても希望があれば随時認定を行うが、その場合の認定期間は次回申請年の6月30日まで(3年未満)となる。

(認定の変更及び取り下げ)

第7条 各医療機関は認定期間中に認定要件に関する変更が生じた場合は、すみやかに知事へ報告しなければならない。さらに、その変更に基づき認定の変更や取り下げを行う場合は、次に定める手続きを行う。

(1) 連携医療機関が中核医療機関の認定要件へ変更を希望する場合は、新たに第4条(1)アに定める書類を知事へ提出し、第4条(1)の手続きを経て、新たに認定証を交付する。その場合の認定期間は第4条(3)に準じる。

(2) 中核医療機関が連携医療機関への認定要件へ変更を希望する場合は、新たに第4条(1)イに定める書類を知事へ提出し、第4条(1)の手続きを経て、新たに認定証を交付する。その場合の認定期間は第4条(3)に準じる。

(3) 認定要件を満たさなくなった等の理由で認定取り下げを希望する場合は認定辞退届(様式4)を知事へ届け出ること。

(情報の公開)

第8条 中核医療機関及び連携医療機関の名称、所在地及び連絡先については、長崎県障害福祉課のホームページ等で公開する。

また、各医療機関は認定医療機関である旨を明示することができる。

附則 この要領は、令和3年10月1日から施行する。